

Ⅲ 盛岡城跡の樹木と管理

1 盛岡城跡の沿革

盛岡城の築城は、天正 19(1591)年、九戸合戦の終結後、南部信直(南部家 26 代、盛岡藩初代)が豊臣家の軍監浅野長政を見送る際に、長政から不来方(盛岡)の地に新城を築くように勧められたことによる。その後、慶長 2(1597)年に信直の嫡男利直を総大将として鋤始の儀を行い、築城が開始されたとされている。ただし、盛岡市では醍醐の花見での築城許可の記事をもって慶長 3(1598)年を築城開始としている。慶長年間に一応の完成をみたが、本丸と二ノ丸に石垣が築かれたものの、三ノ丸や淡路丸などの石垣は未着工であった。

元和 3(1617)年から城全体の石垣普請が行われ、同 5(1619)年には北上川に接して洗食を受けていた二ノ丸西側を除く石垣が完成した。その後、寛永 10(1633)年に 3 代重直が入城し、以後歴代藩主の居城として幕末まで続いた。

延宝元(1673)年に城西側の北上川を切り回し、貞享 3(1686)年に二ノ丸西側の土手に石垣が構築されて総石垣が完成している。以後、幕末まで維持のための修復が続いた。

明治元(1868)年以降、盛岡城の全てが新政府の直轄地となり兵部省が管轄し、明治 5(1875)年以降は兵部省から名称を変えた陸軍省が引き継いだ。廃藩置県によって名実ともに城主をなくした城地は荒城と化し、その後全国 289 の城館とともに建物撤去が検討され、一時は保存措置とした全国 44 の城に含まれたが、老朽化による維持経費の負担ができず、明治 6(1873)年に城内の建造物や樹木の払い下げが布告され、明治 7(1874)年に内曲輪内の建物と多くの樹木が一般競争に付されたが、保存運動は起こらず台所や数棟の蔵を除いて主要な建物は撤去された。

明治 23(1890)年、陸軍省から南部家へ内曲輪の全てが縁故を理由に有償で払い下げを受け、明治 36(1903)年に岩手県が内丸にあった内丸公園の代替と戦争や飢饉で喘いでいた窮民救済の一環として公園整備計画に着手し、明治 39(1906)年に南部家から 30 年間無償貸与を受けて、同年広く岩手県民のために供するための岩手公園が開園した。

昭和 9(1934)年、岩手公園は南部家と県との貸借契約が満期となると、盛岡市に移管され、盛岡市は南部家から土地を購入して公有地化を進めたが、内曲輪の北西部の一部は民間に売却されている。翌 10(1935)年、盛岡市から文部省に史跡指定の申請が行われ、「今濠湟石壁土塁尚よく存し舊規模の見るべきものあり」との理由から、昭和 12(1937)年 4 月 17 日付けで国の史跡に指定された。

昭和 57(1982)年、築城 400 年近くを経て変位の著しい石垣修復を行う方針が決まり、昭和 59(1984)年から修復に伴う事前の発掘調査に着手し、現在まで本丸・二ノ丸・淡路丸、孫蔵跡の石垣修復を行ってきている。

なお、平成 28 年度に三ノ丸南東部の石垣修復を実施しており、平成 30 年度以降からは北西部の石垣修復を予定している。

2 盛岡城の城地と樹木の払い下げ

(1) 城地の接收から建物解体

- ア 明治元年 9 月 24 日，戊辰戦争で盛岡藩降伏
- イ 明治元年 10 月 5 日，武装解除(砲 324 門，銃 10,400 挺久保田藩管理)。10 日官軍盛岡城入城。11 日南部家来自宅謹慎。家老檜山・江幡・佐々木捕縛。13 日檜山等東京へ出立。23 日有栖川宮，東北平定を奏上
- ウ 明治元年 11 月 11 日，藩主父子東京召還(12 月 2 日着)。14 日以降，城地を久保田藩が管理。南部表鎮撫行政司庁を中ノ丸に開設
- エ 明治元年 12 月 7 日，白石同盟に加盟した奥羽北越諸藩の処分発表。南部利恭に家督相続。13 万石に減封。17 日白石へ転封布告
- オ 明治 2 年 1 月 4 日，転封伝達。盛岡城は新政府の直轄地となり兵部省が管理する
- カ 明治 2 年 7 月，白石からの復帰を許され盛岡城は 13 万石の居城となる
- キ 明治 2 年 10 月，盛岡藩庁が二ノ丸の中ノ丸に置かれ，管理が松代藩から移る
- ク 明治 3 年 7 月，廃藩置県により盛岡藩から盛岡県となる
- ケ 明治 3 年 10 月，遠曲輪・外曲輪の外堀と土塁が払い下げられる
- コ 明治 4 年 11 月，盛岡県の政務の多様化に伴う狭隘さと老朽化により中ノ丸の機能が内丸の広小路御殿に移り，再び兵部省の管理となる
- サ 明治 5 年 6 月，2 月に廃止された兵部省に代わり，陸軍省東北(仙台)鎮台が所管
- シ 明治 7 年 3 月，本丸建物 1,276 坪(三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稲荷堂・休憩所等)，二ノ丸建物 620 坪(櫓・門・鶴住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等)，三ノ丸建物 94 坪(鳩門・綱門・土蔵・番所等)，その他(榊山稲荷社，鳩森八幡社のほか，城内の松 864 本，樺 45 本，栗 6 本，雑木 58 本，計 973 本が一般入札で十三日町の小道具屋善五郎に(約 2,700 貫文)払い下げ。その後は陸軍省が管轄するが荒廃する

(2) 城地の払い下げ

- ア 明治 22 年 5 月，明治 7 年以降，盛岡城跡は荒廃地となり，当主南部利恭から陸軍大臣大山巖宛に払い下げが打診される
- イ 明治 22 年 8 月 9 日，陸中国盛岡旧城趾御払下願が正式に提出される
- ウ 明治 23 年 3 月 15 日，国から南部氏が縁故払い下げ(有償)を受ける
「指令甲 13309 号」 南部伯爵宛 岩手県知事 石井省一郎
 - 一 陸軍省所管旧盛岡城趾
面積 貳万六千八百四拾壹坪 但木石現在ノ通 土蔵 貳棟
敷地 26,841 坪，建物蔵 2 棟 82 坪，石垣 4,200 坪，立木 1,304 本)
- エ 明治 24 年，南部氏が城内の杣(杉)833 本，松 74 本，御用ノ松 74 本，栗 15 本，胡桃 44 本，桜 46 本，雑木 2 本，槻(樺)46 本，合計 1304 本(ほか 86 本は朽木)を売却する。御払代償金 7 円 50 銭(明治 24 年 5 月 15・18・19・20 日調査)

3 盛岡城の樹木

(1) 明治7年の樹木の払い下げと明治24年の樹木売却(表4)

戊辰戦争後の明治元(1868)年12月、盛岡城は新政府の直轄地になった。同2年再び盛岡藩13万石の居城となり、6月の版籍奉還により再び兵部省の所管になっている。明治7年3月には、本丸建物1,276坪(三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稲荷堂・休憩所等)、二ノ丸建物620坪(櫓・門・鵜住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等)、三ノ丸(鳩門・綱門・土蔵・番所等)、榊山稲荷社、鳩森八幡社のほか、城内の松864本、樺45本、栗6本、雑木58本が一般入札で払い下げられた後は陸軍省の所有地になっていた。

その後、明治23年に国から払い下げを受けた南部氏から無償貸与を受けた岩手県は、運動場や花壇を兼ね備えた公園として同39年4月14日に整備に着手し、同年9月15日に「岩手公園」として開園した(設計:長岡安平・田中眞次郎)。昭和9年12月1日には県から移管を受けた盛岡市が南部氏から敷地を買収して管理を行うことになり、同12年4月12日には国の史跡指定を受けた。

明治7年に台所の建物や数棟の蔵を除く城内の建物とともに、松864本、樺45本、栗6本、雑木58本の計973本が払い下げられている。

また、明治23年に城地が南部氏に払い下げられた翌24年5月15・18・19・20日に樹木の調査を実施している。内訳は、杣(杉)827本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木257本、槻(樺)46本、添木23本の合計1,406

表4 盛岡城跡の在来木

番号	樹種	「旧城木数改扣」記載順	
		地区・本数	現在の本数
73	スギ	本丸1, 三ノ丸28, 鉛蔵5, 本蔵9, 鶴ヶ池31	74
3 46 92 115 116 130	マツ(アカマツ・クロマツを含む)	本丸23, 二ノ丸10, 三ノ丸29, 淡路丸32, 榊山稲荷曲輪1, 鉛蔵2, 本蔵3, 孫蔵16, 本新蔵43, 鶴ヶ池43, 亀ヶ池1	203
38 55	ゴヨウマツ(キタゴヨウマツ・ヒメゴヨウを含む)	二ノ丸1, 淡路丸10, 本蔵4	15
45	クリ	鉛蔵1	1
—	クルミ		0
24 31 58 69 77 104 140 142	サクラ(エドヒガン・カスミザクラ・シダレザクラ・ヤエベニザクラ・ヤエザクラ・ヤマザクラ・ソメイヨシノを含む)	本丸1, 二ノ丸5, 三ノ丸25, 淡路丸140, 榊山稲荷曲輪5, 台所2, 鉛蔵3, 本蔵10, 本新蔵13, 鶴ヶ池25, 亀ヶ池16, 櫻山5	250
47	ケヤキ	二ノ丸3, 三ノ丸2, 台所1, 鉛蔵4, 本新蔵13, 鶴ヶ池11, 櫻山6	40
計			583

本で、7円50銭で売却されたことが、「旧城木数改扣」（もりおか歴史文化館所蔵）に記録されている。

明治7年と同24年に記録された城内の樹木の総本数は2,379本で、内訳は主に建築用材や目隠しや防風の機能を果たすために植えられたスギ827本(34.8%)やケヤキ91本(3.8%)のほか、修景的要素の強いマツ938本(39.4%)やゴヨウノマツ74本(3.1%)などの常緑樹、また非常時の有用樹としてクリ21本(0.9%)やクルミ44本(1.9%)があり、さらに観葉樹のサクラ46本(1.9%)が植生していたことがわかる。

（2）明治39年の岩手公園開園（第7図）

明治39年の岩手公園の整備に際して、実際に植栽された樹種は明らかではないが、原設計となった長岡安平・田中眞次郎が手がけた「岩手縣公園設計図」が残る。明治39年4月14日、凶作による窮民救済事業(労役扶助)で、運動場や花壇を兼ね備えた公園として整備に着手し、同年9月15日に開園している。

施工は、職工・人夫26,059人(失業対策事業)、坪数約14,000坪、総工費約21,400円(県費14,000円、寄付金等7,400円)、運動場約1,200坪、花壇約300坪で、工事監督は後に盛岡市議会議長を務めた一戸三矢があたった。整備概要は、全体を第壹区(本丸・二ノ丸・三ノ丸)、第貳区(腰曲輪)、第参区(台所など周囲)に分けて整備している。吹上門跡の下の坂にはモモを植栽して林を構成している。

また、鶴ヶ池と亀ヶ池など周囲に分けて整備し、本丸・二ノ丸にはマツとモミジ、吹上馬場(淡路丸)にはサクラを植栽し、中津川畔の腰曲輪(鉛蔵跡)にはウメを植え花壇も設置した。池は浚渫し、堀を花崗岩で堤状に区分したが、護岸石は小さめの花崗岩で主に二ノ丸など城内から調達したと伝えられる。

さらに、藤棚を設置し、台所跡は運動場として整地した。四阿は眺望の良い場所を剪定して8棟設置し、それぞれ凌虚亭、夕陽亭、望岳亭、拾翠亭、観月亭、枕流亭、双龍亭、聚芳亭としたほか、新たに側溝・道路・階段・橋・電灯・標識を整備している。なお、長岡安平が岩手県内で手掛けた設計には、明治39年の「岩手公園」のほかに、同年の「南部家別邸庭園」と大正11(1922)年の「台ノ湯温泉(台遊園)」の設計がある。

（3）昭和41年の植生調査(表5)

昭和41(1986)年に盛岡城跡内の地質調査(地中レーダー探査)を実施した際に併せて植生状況を調査している(表4)。

生育している樹木の総数は1,570本で、このうち日報社から中津川附近の芝生広場を除く1,533本が史跡内の樹木の総数である。樹種別では明治41年以降に植えられた本丸と二ノ丸に植えられたモミジ(26.6%)が最も多く、次いで明治39年の岩手公園の整備に伴って淡路丸に植えられたサクラ(14.2%)、鉛蔵跡のウメ(5.5%)、昭和初期以降に植えられた台所東側で鶴ヶ池畔のスギ(17.1%)や三ノ丸北側のヒバ(5.5%)がある。



第7図 「Aomori Ken Kōen Shikō Zu」 (財)東京都公園協会蔵

(4) 昭和 20 年代から 50 年代の植栽計画

昭和 27 年 2 月 29 日付けで、建設省都市局の公園緑地協会理事長の北村徳太郎から岩手公園周辺地の「盛岡市公館地区計画案」が小泉市長宛に提出された。計画は現在の県庁、市役所、裁判所附近から、盛岡城跡内の新蔵地区にかけての地区の公共施設を整備する案で、この案に基づいて今日の官庁街が整備され、史跡を取り囲むヒマラヤスギの植栽計画も立案されている。

この案に沿って東北開発研究会が「岩手公園計画」を進め、史跡周辺地はほぼ現在の建物が建築されている。史跡内の主な計画は現在のもりおか歴史文化館と市営駐車場に音楽堂。芝生広場に常設展覧会場や児童公園。公園管理事務所附近に市立図書館や児童会館のほかに植物園、動物園。新蔵地区に児童遊園と駐車場。台所跡に大きな噴水池も計画された。

昭和 30 年には千葉大学造園学科で公園緑地協会の横山光雄教授により「盛岡都市計画公園」としての整備計画が立案されている。その中で台所跡北側にテニスコートとなっていた場所を花壇に復旧し、老木となっていたウメ・サクラの更新など 6,000 m²の植栽と 4,000 m²の芝生が計画され、以後の植栽整備は計画に沿って進められた。また、昭和 30 年代に鶴ヶ池や吹上門附近の低木の植栽が行われ、現在では高木となっている史跡西側のケヤキや多くのアカマツも植えられた。また、二ノ丸

表 5 樹木調査(昭和 41 年 2 月 26・27 日調査)

番号	樹木	本丸	二ノ丸	三ノ丸	サクラ並木(淡路丸)	梅林(鉛蔵)	広場周地(台所)	鶴ヶ池畔貯金局裏(鶴ヶ池南半部)	北鶴ヶ池並びに鶴ヶ池附近(鶴ヶ池・鶴ヶ池)	武徳殿から市立図書館附近(本新蔵〜本蔵)	日報社前から中津川附近(芝生広場)	樹種別
												計
1	アオギリ	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	13
2	アカマツ	2	23	13	6	0	4	0	4	8	0	60
3	イチョウ	0	6	0	1	0	0	0	0	3	5	15
4	ウメ	0	0	0	0	84	0	0	0	0	0	84
5	カシワ	7	15	0	0	0	0	0	0	0	0	22
6	キャラボク	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	7
7	ケヤキ	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
8	五尺マツ	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
9	サクラ	0	0	13	159	3	0	0	21	22	4	222
10	スギ	0	1	0	0	1	99	160	2	0	0	263
11	ヒバ	0	11	61	0	0	6	0	7	0	0	85
12	モミ	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
13	モミジ	89	127	42	10	135	0	0	5	0	0	408
14	その他	4	159	60	0	19	49	0	4	23	28	346
計	計	142	346	189	179	242	163	160	56	56	37	1,570

にあったテニスコートが廃止されて現在の姿に整備されたのもこの頃である。

昭和 40～50 年代には台所や鶴ヶ池の低木のほかに亀ヶ池畔のトチノキや中津川沿いのユリノキが植えられている。

4 樹木の調査と課題

(1) 樹木の調査

藩政時代に植栽された樹木については、明治 7 年(1874) 3 月に 1,276 坪をはじめとする建物とともに、松 864 本、ケヤキ 45 本、栗 6 本、雑木 58 本が払い下げられている。また、明治 24 年(1891)には杣(杉)833 本、松 74 本、御用ノ松 74 本、栗 15 本、胡桃 44 本、桜 46 本、雑木 2 本、樺 46 本、合計 1,304 本(ほか 86 本は朽木)が売却されたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び腰曲輪西側のエドヒガンが藩政時代から残存する樹木と想定している(樹種名は原文のまま)。

明治期の公園整備の際には多くの植栽が行われた。本丸地区にはモミジやカエデが植栽され、紅葉の季節をはじめ四季を通して多くの観光客の目を楽しませている一方、チョウセンゴヨウ等の針葉樹は大木となっており、夏は鬱蒼とした雰囲気となる。二ノ丸地区にはモミジ・カエデ類が植栽され、本丸同様、季節を通じて多くの観光客が訪れている。また、戦後には南北の園路に沿ってトチノキが植えられ、現在は大木となっている。台所地区には西側斜面に低木類が植栽され、堀に面した東側にはマツ、スギ、サクラの高木が植栽されている。北側には昭和 32 年(1957)に整備されたバラ園があり、6 月中旬から 8 月頃にかけてさまざまな木類のバラを楽しむことができる。

腰曲輪地区にはサクラ(ソメイヨシノ)が多く植えられ、市内有数のお花見処となっており、盛岡市における開花の基準木がある。

鉛蔵跡周辺地区にはウメが多く植栽され、春には梅の花身に多くの人が訪れる。なお、東側の堀に面した斜面にはモミジが植栽されているが、自生したと思われる落葉樹が大木となって繁り、中津川への眺望を阻害している。

(2) 植生調査について(表 6～9, 第 8 図)

平成 21 年度に実施した調査によると、確認された樹種は 156 種、本数は 3,116 本を数える。このうち中・高木は 1,539 本、低木 1,558 本で広葉樹は 2,591 本、針葉樹は 506 本となっている。

これらの樹木のうち、藩政時代から生育する樹木については、明治期に払い下げられた際に伐採されたことや、台風などの自然災害や腐朽等による倒木のため、ほとんど残存していないが、三ノ丸東側に所在するエドヒガンについては、樹径等の規模から、藩政時代より残存しているものと想定している。

なお、明治 39 年(1908)に公園整備がなされた際にサクラ(ソメイヨシノ)やウメ等が植栽されたほか、その後もモミジ・カエデ・トチノキ・ケヤキ等の中・高木類に加え、ツツジ類をはじめとする低木類が植栽されており、中心市街地にあつて豊富な緑量を感じることもできる場ともなっている。

(3) 樹木の課題

ア 史跡内

樹木については、来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、石垣上部及び石垣面には明治期以降に植樹、または自然発生した樹木が生育しており、石垣に対して悪影響を与えている箇所も見られる。

また、周囲の建物や樹木の繁茂により、盛岡城跡のなかで最も「城らしさ」を感じさせる遺構である石垣を眺望できる箇所が限られているなど、内外からの「盛岡らしい」眺望景観が阻害されている。

併せて、腐朽等が進み倒木の恐れのある樹木も含め、必要に応じて伐採や剪定の措置が必要である。

内堀の法面については、大半は低木の植栽がなされているが、亀ヶ池南側の法面には成長した高木が眺望を遮断し、また一部倒木となる恐れのあるものも見られる等、景観の維持や安全性の確保などを目的とした植生管理が必要となっている。淡路丸のサクラや鉛蔵跡周辺地区のウメ等をはじめとして、本丸や二ノ丸の美しい石垣の眺望とともに四季折々のその場を構成する樹木のあり方として相応しいものについては、保全のため維持・管理を行う必要がある。

イ 史跡隣接地

(ア) 内丸緑地

櫻山神社参道地区北側に隣接する内丸緑地(2,949 m²)は、官公庁街の憩いの場として、岩手県において整備され昭和52年に開設されている。

敷地内には、隣接する鶴ヶ池、亀ヶ池沿いに41本のヒマラヤスギが植栽されているほか、キャラボク、ユリノキ、シラカバ、ナナカマド、ヤマボウシの中・高木、サツキ、ドウダンツツジなどの低木が植栽されている。

整備後45年以上経過し、ヒマラヤスギなどの高木化により史跡北辺の間知積みの石垣に根系の侵入による孕みなどの悪影響がみられるほか、巨木化した樹木について枝の落下や倒木等の危険が指摘されており、これらの対応策について土地所有者で管理者でもある岩手県と調整を図る必要性が生じている。

(イ) 芝生広場

芝生広場は周囲を高木類に囲まれ、市街地の景観から遮断された静寂な空間となっている。ビクトリアロード沿いには37本の巨木となったユリノキが年月を感じさせる大きな存在感を示している。もりおか歴史文化館西側から鶴ヶ池に架かる橋までの鶴ヶ池沿いには、アカマツやスギなどの高木が50本以上ある。

広場を取り囲む数多くの高木類は、広場に緑陰をもたらすとともに、市街地の中心に位置する盛岡城跡公園を明示するシンボルとして長年、その役割を担ってきた。

一方で、高木化により盛岡城跡からの中津川の見晴らしや市街地から盛岡城跡石垣の眺望などが阻害され、また、落枝の危険も懸念されることから、今後は計画的な剪定や伐採を行う必要がある。



第8図 植生調査

表6 盛岡城跡の樹木(1)

番号	種類	本数	低	高	広	針	その他	番号順	
								原産地	
1	アオキ	26	26		26				
2	アオギリ	2		2	2				東南アジア
3	アカマツ	116		116		116			
4	アカマンサク(アカバナマンサク)	3		3	3				
5	アジサイ	79	79		79				
6	アズキナシ	1		1	1				
7	アセビ	59	59		59			常緑	宮城県以北
8	アブラチャン	2	2		2				
9	アメリカザイフリボク	4		4	4				北米
10	イタヤカエデ	22		22	22				
11	イチイ	34		34		34		常緑	
12	イチジク	3		3	3				
13	イチヨウ	19		19		19			中国
14	イヌツゲ	13	13		13			常緑	
15	イボタノキ	13	13		13				
16	イロハモミジ	230		230	230				
17	ウツギ	24	24		24				
18	ウメ	96		96	96				中国
19	ウメモドキ	6	6		6				
20	ウラジロモミ	1		1		1		常緑	
21	エゴノキ	6		6	6				
22	エゾエノキ	8		8	8				
23	エゾムラサキツツジ	6	6		6				
24	エドヒガン	19		19	19				
25	エンジュ	1		1	1				中国
26	オオモミジ	17		17	17				
27	カエデ	3		3	3				
28	ガクアジサイ	1	1		1				
29	カクレミノ	4		4	4			常緑	千葉県以北
30	カシワ	9		9	9				
31	カスミザクラ	2		2	2				
32	カツラ	5		5	5				
33	ガマズミ	1	1		1				
34	カマツカ	1	1		1				
35	カヤ	1		1		1		常緑	
36	カラタチ	11	11		11				中国
37	キササゲ	18		18	18				中国
38	キタゴヨウ	1		1		1		常緑	

表7 盛岡城跡の樹木(2)

番号	種類	本数	低	高	広	針	その他		原産地
39	キハダ	2		2	2				
40	キャラボク	4	4			4		常緑	
41	キリ	1		1	1				
42	キンモクセイ	6		6	6			常緑	中国
43	クヌギ	3		3	3				
44	クマノミズキ	2		2	2				
45	クリ	1		1	1				
46	クロマツ	87		87		87		常緑	
47	ケヤキ	40		40	40				
48	ケンポナシ	4		4	4				
49	コウヤマキ	9		9		9		常緑	福島県以西
50	コゴメウツギ	2	2		2				
51	コハウチワカエデ	1		1	1				
52	コブシ	7		7	7				
53	コマユミ	2	2		2				
54	コムラサキ	3	3		3				
55	ゴヨウマツ	12		12		12		常緑	
56	サイカチ	1		1	1				
57	ザイフリボク	1		1	1				
58	サクラ	190		190	190				
59	サザンカ	3		3	3			常緑	
60	サツキ	199	199		199			常緑	
61	サラサドウダン	5	5		5				
62	サルスベリ	5		5	5				中国
63	サワラ	80		80		80		常緑	
64	サンザシ	3	3		3				中国
65	サンシュユ	19		19	19				中国・朝鮮
66	サンショウ	4	4		4				
67	シダレウメ	7		7	7				
68	シダレカツラ	1		1	1				
69	シダレザクラ	24		24	24				
70	シダレモミジ	2		2	2				
71	シダレヤナギ	7		7	7				中国
72	シノブヒバ	1		1		1		常緑	
73	スギ	74		74		74		常緑	
74	スグリ	2	2		2				
75	ズミ	1		1	1				
76	スモモ	1		1	1				中国
77	ソメイヨシノ	10		10	10				
78	タケ	15					1		

表8 盛岡城跡の樹木(3)

番号	種類	本数	低	高	広	針	その他		原産地
79	タラヨウ	2		2	2			常緑	
80	チャボヒバ	18		18		18		常緑	
81	チョウセンゴヨウ	6		6		6		常緑	福島県以西
82	ツキカゲシダレウメ	1		1	1				
83	ツゲ	13	13		13			常緑	
84	ツツジ	185	185		185			常緑	
85	ツバキ(ヤブツバキ)	33		33	33			常緑	
86	ツリバナ	2	2		2				
87	テマリカンボク	1	1		1				
88	ドイツトウヒ	7		7		7		常緑	欧州
89	ドウダンツツジ	304	304		304				房総半島以西
90	トサミズキ	18	18		18				
91	トチノキ	34		34	34				
92	トドマツ	1		1		1		常緑	
93	ナツグミ	6		6	6				
94	ナツツバキ	5		5	5				
95	ナナカマド	8		8	8				
96	ナンジャモンジャ(ヒトツバタゴ)	4		4	4				愛知・岐阜
97	ニガキ	2		2	2				
98	ニシキギ	105	105		105				
99	ニワトコ	1	1		1				
100	ノムラカエデ	13		13	13				
101	ノリウツギ	2	2		2				
102	バイカウツギ	6	6		6				
103	ハウチワカエデ	8		8	8				
104	ハエベニザクラ	1		1	1				
105	ハギ	2	2		2				
106	ハナカイドウ	12	12		12				中国
107	ハナキササゲ	1		1	1				
108	ハナミズキ	15		15	15				北米
109	ハナモモ	12		12	12				中国
110	バラ	2					2		世界各地
111	ハリギリ	2		2	2				
112	バンクスマツ	1		1		1			北米
113	ヒノキ	4		4		4		常緑	
114	ヒバ(サワラ)	23		23		23		常緑	
115	ヒメコマツ	1		1		1		常緑	
116	ヒメゴヨウマツ	2		2		2		常緑	
117	ヒメシャラ	1		1		1			
118	ヒメリンゴ	2	2		2				

表9 盛岡城跡の樹木(4)

番号	種類	本数	低	高	広	針	その他		原産地
119	ヒュウガミズキ	2	2		2				
120	ヒヨクヒバ	1		1		1		常緑	
121	ビワ	1		1	1			常緑	
122	フジ	2					2		
123	フヨウ	3	3		3				
124	ブルーベリー	4	4		4				北米
125	ベニサンザシ	1	1		1				
126	ベニシダレ	3	3		3				
127	ボケ	59	59		59				中国
128	ポポー	1		1	1				北米
129	マサキ	7		7	7			常緑	
130	マツ	2		2		2		常緑	
131	マメツゲ	2	2		2			常緑	
132	マンサク	9		9	9				
133	ミズキ	5		5	5				
134	ムクゲ	1	1		1				中国
135	モクゲンジ	4		4	4				
136	モクセイ	2		2	2			常緑	
137	モクレン	1		1	1				中国
138	モミジ	27		27	27				
139	モモ	1	1		1				中国
140	ヤエザクラ	2		2	2				
141	ヤナギ	1		1	1				
142	ヤマザクラ	2		2	2				
143	ヤマツツジ	3	3		3				
144	ヤマナシ	1		1	1				
145	ヤマブキ	8	8		8				
146	ヤマボウシ	5		5	5				
147	ヤマモミジ	41		41	41				
148	ユキヤナギ	62	62		62				関東以西
149	ユズリハ	6		6	6			常緑	
150	ライラック	7	7		7				欧州
151	リュウキュウツツジ	228	228		228			常緑	沖縄
152	ルブラカエデ	2		2	2				北米
153	レンギョウ	20	20		20				
154	レンゲツツジ	13	13		13				
155	ロウバイ	1	1		1				中国
156	ヤツデ	2	2		2			常緑	
計		3,116	1,539	1,558	2,591	506			

5 指定管理者「緑の相談室」による植栽管理

(1) 管理の基本方針

盛岡城跡公園の管理運営については、盛岡市都市公園条例第13条の2の規定により指定管理者に行わせることとしており、平成19年度以降、特定非営利活動法人「緑の相談室」が指定管理者となって管理運営にあたっている。指定管理者が行う業務については「盛岡市岩手公園指定管理者仕様書」(以下、「仕様書」という。)を定め、施設の適正な維持管理を図ることとしている。なお、この仕様書では、管理の基本方針を以下のとおり定めている。

ア この公園は、本市の貴重な文化遺産である史跡盛岡城跡を利用した公園であり、日本の都市公園100選のひとつにも選ばれていることから、多くの市民や観光客が訪れる盛岡を代表するシンボリックな公園であることを踏まえ、史跡公園としての品格の保持を基本に管理を行うものとする。

イ 史跡公園であることから、史跡保存に留意して管理を行うものとする。

ウ 公園内では、各種ボランティア団体により、清掃、公園案内等の活動が行われているのでそれらと連携した管理に努めるものとする。

エ 公園内で行われる、各種イベントについては、公園管理者として協力するものとする。

(2) 植栽管理の状況

指定管理者 特定非営利活動法人「緑の相談室」では、法人会員の中から1名を指名して盛岡城跡公園植栽維持管理担当とし、専門家集団(法人会員)、盛岡城跡公園サポートクラブ(個人正会員)、ボランティア団体によって公園内の植栽の維持管理業務に当たっている。管理業務は仕様書に示されている植栽巻頭の基準や、その水準を維持しつつ専門家としての知識と技術力を活かし、より高度な管理を行うこととしている。

植栽管理のうち、芝生の芝刈りや草地の草刈については盛岡城跡公園サポートクラブの協力を得て行っている。また、樹木管理(高木・低木)は造園技術者を有する緑の相談室の法人会員により実施している。花壇の植栽・手入れや落葉清掃等にはボランティア団体組織「園芸クラブみどり」、盛岡市福祉事務所ボランティア、盛岡市老人クラブ連合会、市内企業等のボランティアの協力を得て花壇の管理や清掃活動を行い、来園者へ「憩いの場」を提供している。

このような取り組みにより、公園内の植栽は概ね良好に維持管理されているが、緑の相談室では公園内の樹木の管理上の課題として、次の点を指摘している。

ア 松くい虫被害

公園内にはかアカマツやクロマツなど200本以上のマツ類が存在する。松くい虫被害は既に盛岡市まで北上しており、今後、公園内においても以外発生が懸念されている。このため、予防対策として6月と7月にそれぞれ1回づつ薬剤散布を行っている。

イ サクラのウソ被害

盛岡城跡公園にはソメイヨシノ、サトザクラ、エドヒガンなど約200本のサクラが

植栽されており、市内有数のサクラの名所として、4月中旬から5月上旬にかけて盛岡さくらまつりが開催され、毎年多くの市民や観光客が花見を楽しんでいる。

しかし、平成25年1月から3月にかけてウソが飛来し、サクラの花芽を食べられる被害が発生したため、サクラの満開時期を迎えても花がまばらであった。ウソの飛来は数年周期と言われており、爆竹や擬鳥などで追い払う措置を行っている。

ウ 高木の枯れ枝等の落下

高木の枯れ枝等については、毎日3回の巡回時において目視による確認を行い、その都度緊急度を勘案し、危険枯れ枝等を除去するようにしている。しかし、全体を網羅・把握することは困難な状況にあり、特に桧山稲荷曲輪付近のケヤキでは毎年数回の枝の落下が発生しており、緑の相談室のみでの対応は限界となっている。

枝の落下はいつ発生するか分からず、特に台風や強風が予想される場合など落下事故の発生が懸念されるため、伐採や強剪定などにより通常の維持管理業務において対応が可能な状態にする必要がある。

(3) 植栽管理の基準(表10)

指定管理者による盛岡城跡公園における施設の維持管理業務については、仕様書において定めており、そのうち植栽部分については以下のとおり。

1 盛岡市岩手公園の管理運営に関する基本協定書(抜粋)

盛岡市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人「緑の相談室(以下「乙」という。)」とは、盛岡市岩手公園(以下「岩手公園」という。)の管理運営について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、盛岡市都市公園条例(昭和52年条例第10号。以下「条例」という。)及び盛岡市都市公園条例規則(平成16年規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、岩手公園の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の基準)

第3条 乙は、法、条例、規則等並びにこの協定の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に岩手公園の管理運営並びに岩手公園の施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理(以下「岩手公園の管理運営」という。)を行わなければならない。

2 乙は、岩手公園の管理運営に係る規程等を制定するときは、あらかじめ、甲と協議するものとする。

(業務の細目)

第4条 条例第13条の7に規定する乙の業務の細目は、別記1「仕様書」に定めるとおりとする。

2 盛岡市 岩手公園 指定管理者仕様書(抜粋)

第1章 総則

(適用)

第1条 この仕様書は、指定管理者が行う 岩手公園(以下「公園」という。)の管理代行業務(以下「業務」という。)について適用する。

(管理の基本方針)

第2条 この公園は、本市の貴重な文化遺産である史跡盛岡城跡を利用した公園であり、日本の都市公園 100 選のひとつにも選ばれていることから、多くの市民や観光客が訪れる盛岡を代表するシンボリックな公園であることを踏まえ、史跡公園としての品格の保持を基本に管理を行うものとする。

2 史跡公園であることから、史跡保存に留意して管理を行うものとする。

3 公園内では、各種ボランティア団体により、清掃、公園案内等の活動が行われているのでそれらと連携した管理に努めるものとする。

4 公園内で行われる、各種イベントについては、公園管理者として協力するものとする。

(業務の履行)

第3条 指定管理者は、本仕様書及び関係法令の規定に基づき、業務を履行するものとする。

2 業務の履行範囲は、岩手公園の開設区域及び施設の全てとする。ただし、岩手公園管理事務所、岩手公園地下駐車場、もりおか歴史文化館、バラ園、及び彦御蔵を除くものとする。(別図1)

3 指定管理者は、この仕様書に定めがない事項であっても、業務遂行上必要と認められる事項については、管理代行料の範囲内において実施するものとする。

4 指定管理者と市は、業務を履行する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結する。

第3章 施設管理

(植栽管理)

第9条 指定管理者は、公園の芝生、樹木等の維持管理のため、必要な措置を行うものとする。なお、植栽管理の基準を参考に示すと、別記第1のとおりである。

また、植栽管理の基準については以下の内容が参考として示されている。

(盛岡市岩手公園 別表第1)

植栽管理基準(注)

この基準は、植栽管理を行ううえでの目安であり、良好な状態が維持されれば、必ずしもこれに拘束されるものではありません。

1 植込み

1-1 刈込み

1-1-1 一般事項

1 枝の密集した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁

の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。

- 2 裾枝の重要なものは上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。また、針葉樹については報萌芽力を損なわないよう、樹木の特性に応じ十分注意しながら芽つき等を行う。
- 3 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着工時期に注意する。
- 4 数年の期間において刈り込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5 刈り取った枝葉は速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに刈り取る。刈り込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

1-1-2 大刈込み

- 1 各樹木の生育状況に応じ、刈地原形を十分に考慮しつつ刈り込む。
- 2 植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝葉を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。

1-1-3 生垣刈込み

- 1 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえる。
- 2 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束にはしゅろ縄を用いる。

1-2 除草

1-2-1 抜取除草

- 1 既存地被類を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除く。
- 2 抜き取った雑草は速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

1-2-2 刈取除草

- 1 既存植物を傷めないよう鎌等を用いて根際より刈り取る。
- 2 その他は「抜取除草」に準ずる。

1-2-3 薬剤除草

- 1 薬剤除草は認めない。

1-3 清掃

1-3-1 全面清掃

- 1 植込地内のくず籠、吸殻入れ及びその周囲のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集め指定箇所に運搬処理する。
- 2 植込地内に散乱するゴミ類とともに落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ土を含めないよう注意する。
- 3 下木内のゴミ等は、下木類を傷めないよう注意して取り除く。
- 4 燃性ゴミと不燃性ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理する。

1－3－2 選択清掃

- 1 落葉，落枝はなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努める場合は，ゴミ，空き缶等是一个一个取り除き，指定箇所に運搬処理する。
- 2 その他は「全面清掃」に準ずる。

2 芝生地

2－1 刈込み

- 1 芝生地内にある石，あき缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- 2 芝生地内にある樹木，草花，施設等を損傷しないよう注意し，刈むら，刈残しのないよう均一に刈込む。
- 3 樹木の根際，さく類のまわり等機械刈りの不適當または不能の場所は手刈りとする。
- 4 縁切りは，寄植え，施設等にほふく茎が侵入しないよう，寄植類にあつては，樹冠の垂直投影戦により 10 c m 程度外側で垂直に切込み，せん除する。
- 5 刈り取った芝は，速やかに処理するとともに，刈り跡はきれいに清掃する。

2－2 施肥

- 1 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
- 2 肥料を施す場合は，原則として降雨直後で葉面が濡れている時は行わない。

2－3 除草

- 1 芝生を傷めないよう，除草器具等を用いて根より丁寧に抜き取る。
- 2 抜き取った雑草は速やかに処理するとともに，除草跡はきれいに清掃する。
- 3 薬剂除草は認めない。

2－4 病虫害防除

2－4－1 剪定防除

アメリカシロヒトリ，チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は，この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り，速やかに処分する。

2－4－2 薬剂防除

- 1 薬剂の使用に関しては，農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準，使用方法を遵守し，人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。
- 2 散布方法は，それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 3 散布日は，風，日照，降雨等の天候条件を考慮し実施する。
- 4 散布量は，指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。
- 5 散布に際しては，風上に背を向けて風下から行う。また，来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。
- 6 散布作業は，人体への影響を十分配慮し，ゴム手袋，マスク，帽子，メガネ，被服等完全なものを着用する。

3 草地

3-1 草刈

- 1 草地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- 2 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- 3 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- 4 刈草は毎日指定箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに刈跡はきれいに清掃する。

3-2 清掃

植込地の清掃に準ずる。

4 花壇

4-1 材料一般

- 1 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形成のものを使用する。
- 2 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

4-2 地拵え

- 1 古株、雑草等は根より掘り起し、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- 2 花壇面は床土をシャベル等により 30 c m 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう一様に均す。
- 3 肥料を施す場合は、所定の施肥量を花壇面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

4-3 植えつけ

- 1 花苗、球根の植えつけは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめ紐又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
- 2 植えつけ後はよく灌水し、傾いたり根が浮き上がる等植えつけが確実でないものは植え直しする。

4-4 除草・灌水

- 1 除草・灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なくしかも時機を失しないよう行うこと。
- 2 除草は花苗を傷めないよう、除草器具等により雑草だけ根より抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直す。
- 3 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行き渡るよう浸透させる。

4-5 施肥

- 1 元肥は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。

2 追肥は、肥料の木類及び植物の生育状態に応じ、最も効果的な方法で行う。

4－6 病虫害防除

芝生地の病虫害防除に準ずる。

4－7 その他

1 花壇縁取り及び修景用株物、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行う。

2 花壇内の芝生管理については「芝生地」の諸管理に準じて行う。

5 菖蒲

5－1 除草

除草は根より丁寧に抜き取り、指定箇所に運搬集積し、まとめて処理する。

5－2 株分け

1 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落とし、古根、古茎を切り捨てる。

2 株分けに際しては、切口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう手際よく行う。

3 休眠期の株分けは、掘り上げた株を新しく分けつした芽が5～7芽含むように適当な大きさにエンピ等により分ける。

5－3 定植

株分けした芽は、品木を混同しないよう整理し、指定箇所に5～7芽を標準として定植する。

5－4 施肥

指定の施肥量を菖蒲の根に直接触れないよう株間に溝掘りをして施肥し、埋め戻す。

表 10 指定管理者の維持管理内容(盛岡市岩手公園 別表 1)

「指定管理者」管理等業務に係る施設及び維持管理業務

岩手公園						
項目	施設(業務)	規模, 数量	業務内容	業務量数量	備考	参考(H25 業務実績)
施設管理 全般	岩手公園 開設面積	公園全域 面積 9.2ha	園内巡視 (昼間巡視)	毎日 2 回以上 必要の都度		
施設管理	(公園清掃)	公園全域	園庭, 園路清掃 (落葉収集含)	必要の都度 まつり期間は毎日		再委託 3 回/週
	園庭, 園路	公園全域	園庭, 園路の補修	必要の都度		
	(環境改善業務含)	公園全域	落葉収集, 搬出	秋の落葉収集は別途		必要の都度
	(人力除草)	公園全域	園庭草取り	必要の都度		再委託 1 回/週程度直営随時
	(機械草刈り)	26,519 m ²	園庭草刈り	必要の都度		
樹木管理	樹木		低木剪定(ツツジ等)	樹木の必要の都度		1 回/年
	松	400 本	松のみどり摘み	6 月～7 月		1 回/年
	バラ園(周囲のドウダ ンツツジを含む)	800 m ²	バラ園施肥・剪 定・草取・防除	必要の都度	市が 行う	
	樹木		雪囲い	必要の都度 玉物仕立		
環境改善	(公園清掃含)	公園全域	落葉の収集	秋		秋(3～4 日/週)
			落葉の搬出運搬 (落葉堆肥作り場所へ運搬)	秋		収集の都度
樹木管理 (高木)	樹木	3,000 本	高木剪定 (桜 200 本)	必要の都度 (桜剪定は通年)		必要の都度
			枯枝除去	必要の都度		
	松	95 本	松くい虫点検	必要の都度		
	樹木		落葉収集	必要の都度		
			施肥	必要の都度		
			雪吊り	必要の都度		
			薬剤防除	必要の都度		
芝生管理	芝生	11,475 m ²	芝生草取り	必要の都度		再委託 1 回/週程 度, 直営随時
			芝生肥料	必要の都度		1 回/年程度
			芝生目土	必要の都度		1 回/年程度
			芝生刈込	必要の都度		1 回/週程度
城壁	石積み	8,000 m ² (施工分)	石積みの除草	必要の都度		2～3 回/年